

監 査 公 告

米沢市職員措置請求に基づく監査結果の公表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、令和5年11月15日付けで提出された監査請求について、同法同条第5項の規定により監査を行ったので、同法同条同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年1月12日

米沢市監査委員 志 賀 秀 樹

米沢市監査委員 島 軒 純 一

米沢市職員措置請求 に係る監査結果報告書

(令和5年11月15日 【住監第2号】)

米沢市監査委員

第1 請求のあった日

令和5年11月15日

第2 請求人

A

B

第3 請求の要旨

米沢市職員措置請求書

I 請求の趣旨

(原文 ただし (前) を加えてある)

請求の要旨

1. 請求の対象者 (前) 米沢市長C 及び、関係職員
2. 行為の経過
 - (1) 本市は令和4年5月13日「米沢観光推進機構」を創設した。
 - (2) 本市は「米沢観光推進機構」に対し、令和4年度及び令和5年度「負担金」名目で公金を支出し「米沢観光推進機構」はそれを受け取った。
 - (3) 監査委員は令和5年11月10日「監査第58号」で「米沢観光推進機構」は米沢市の行政組織には属さない「非行政組織」であるとの教示を行った。
3. 財務会計上の行為
 - (1) 本市が令和4年5月27日「米沢観光推進機構」に支払った55,000,000円の「負担金」及び令和5年度「米沢観光推進機構」に予算計上された「負担金」76,000,000円の支出。

証-1・証-2・証-3
4. 違法又は不当の理由
 - (1) 公金の支払側は「(前) 米沢市長 C」であり、受け取り側は「(前) 米沢観光推進機構 会長 C」である。
 - (2) 上記行為は、住民訴訟に関する最高裁平成16年7月13日判決で「地方公共団体の長が当該地方公共団体を代表して行う契約締結行為であっても、長が相手方を代表または代理することにより、私人間における双方代理行為等による契約と同様に、当該地方公共団体の利益が害される恐れがある」として、民法108条(自己契約・双方代理の禁止)が類推適用された。
5. 経過措置

令和4年度「負担金」は一年を過ぎているが「米沢観光推進機構」が米沢市の行政組織には属さない「非行政組織」であるか否かを関係部署に再三質したが確答を得られず、「米沢観光推進機構」が「非行政組織」であることが判明したのは令和5年11月10日「監査第58号」によるものである。

よって地方自治法第242条2項に定める「正当な理由がある」として監査対象と主張する。

6. 求める措置

公金の不正支出により自治体に損害が発生したのでC（前）市長と関係職員に対し損害を補填させるなどの措置を求める。

又、今後予定されている「米沢観光推進機構」への公金支出差し止めの措置を求める。

証拠書類

- 証-1 令和4年度米沢観光推進機構収支決算
- 証-2 令和5年度米沢観光推進機構収支予算（案）
- 証-3 支出命令一覧表

第4 請求の受理

本件請求は、令和5年11月15日に提出され同日受付した。地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているかについて審査を行った結果、要件審査と並行して監査を実施して事実関係を確認する必要があると判断し、要件を具備していることを前提として、令和5年11月21日付で受理した。

第5 監査の執行

1 監査対象部課 産業部観光課

2 監査対象事項

措置請求書の記載内容等から、監査の対象事項を次のように判断した。

米沢観光推進機構負担金の支出が「前米沢市長C」から「前米沢観光推進機構会長C」となっていることから、民法第108条の類推適用により双方代理となるため、公金の不正支出による損害を前米沢市長Cと関係職員に補填させ、今後予定されている公金支出を差し止めさせるべき事実があるか。

令和4年度の米沢観光推進機構負担金の支出は、令和4年5月27日であるが、1年

を徒過しての措置請求に正当な理由はあるか。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

- (1) 法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 5 年 12 月 5 日に請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。法第 242 条第 8 項に基づき関係課の立ち合いを認めたところ、関係課職員 4 名が立ち会った。

請求人陳述に際して、請求内容の補足説明がなされた。証拠の提出はなかった。

- (2) 陳述の内容は次のとおりである。

請求人の陳述内容（要約）

- ・概ね本件請求書のとおり
- ・米沢観光推進機構が支出したのは公金であるというところの住民監査請求をしたわけだが、それは公金ではないということで却下になったということで、それでは、今回の利益相反が生じるはずだ。
- ・監査委員が、本当にそれが公金の支出ではない別の組織の支出だと、米沢観光推進機構をそう言うのであれば、これは判例にも出ているように相反行為ということで、損害賠償もしくは、それを補填しろという判決がでているので、そういう方向にいくと思う。
- ・米沢観光推進機構については、要綱もなければ、何もない。
- ・例えば米沢観光推進機構が、別組織であるということで、そのお金の使途については、監査の及ばないところだということであれば、例えば、建設に関しても、建設推進機構というものをつくれば、そこにお金を渡せば建て替えとか、或いは道路の工事であっても何ら市の条例なり規約の縛りが無いということで、自由に談合でも、或いは高い工事料であっても、自由に出せるという、おかしい結果になるので、これは我々市民としては、絶対に米沢観光推進機構が別組織であるということは、容認することはできない。

（監査委員質問）

監査委員：米沢市が米沢観光推進機構を創設したのでしょうか。

請求人：米沢市が米沢観光推進機構を設立したとの認識です。

監査委員：令和 5 年 5 月 17 日開催の米沢観光推進機構通常総会の資料はその時にいただきましたか。

請求人：米沢観光推進機構通常総会資料は、同日もらいました。

監査委員：米沢観光推進機構に 5,500 万円の負担金支払いは、この通常総会の議案書の令和 4 年度収支決算書に、負担金受け入れとして 5,500 万円と記載されております。このことは総会の資料を見て確認なさいましたか。

請求人：はい、確認しました。

監査委員：本件請求書には、米沢観光推進機構が非行政組織であることが令和 5 年 11 月 10 日監査第 58 号によるものであると記載をされておりますが、58 号文書のどこに

具体的に記載をされてるのでしょうか。

請求人：監査第 58 号の、「第 5 の結論」と「要件審査の 1 番」、「第 4 の監査委員の判断」から、非行政組織であることを判断しました。

4 関係課の弁明書及び証拠書類

弁明書

(原文 ただし (前) を加えてある)

(1) 弁明の趣旨

本請求を棄却するとの決定を求める。

(2) 事実の認否

請求人が提出した、令和 5 年 11 月 15 日付け米沢市職員措置請求の記載事実について、次のとおり認否する。

「2. 行為の経過」及び「3 . 財務会計上の行為」のうち、次に掲げる記載事実について認める。

- ① 令和 4 年 5 月 13 日に「米沢観光推進機構」を創設したこと。
- ② 本市は、米沢観光推進機構に対し、令和 4 年 5 月 27 日に負担金 55,000 千円を支出し、米沢観光推進機構はそれを受け取っている。
- ③ 本市は、米沢観光推進機構に対し、令和 5 年 6 月 2 日に負担金 76,000 千円を支出し、米沢観光推進機構はそれを受け取っている。

(3) 弁明の理由

① 関係法令

○民法第 108 条 (自己契約及び双方代理等)

同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

② 弁明事実

○ (前) 米沢市長は、令和 4 年 5 月 13 日に開催された米沢観光推進機構の設立総会において会長に就任しており、以降、米沢市長及び米沢観光推進機構会長いずれも C 氏が務めていることは、米沢市及び米沢観光推進機構いずれにおいても当然の前提として理解の上、すべての行為を行っていること、また、米沢観光推進機構は、市内の観光関係団体をはじめ、商業や工業、農業など様々な関係団体 (会員団体数 35 団体) で組織しており、令和 4 年度及び令和 5 年度の負担金については、総会において予算の審議や議決を得て手続きを進めているものであり、双方代理はあらかじめこれらの許諾があつてなされているものであることから違法性や不当性はないと認識してい

る。

○米沢観光推進機構に支出する負担金については、令和４年度分は、令和４年３月開催の米沢市議会３月定例会において、令和５年度分は、令和５年３月開催の米沢市議会３月定例会において、それぞれ承認議決されて予算執行をしていることから、負担金の支出について違法性や不当性はないと認識している。

(4) 証拠書類

- ① 令和４年度米沢観光推進機構負担金 支出命令一覧
- ② 令和４年度米沢観光推進機構負担金 負担金支出起案書
- ③ 令和４年度米沢観光推進機構負担金 負担金請求書
- ④ R4. 4. 20 産業建設常任委員会協議会資料 米沢市版 DMO の概要について
- ⑤ R4. 4. 20 産業建設常任委員会協議会資料 米沢市版 DMO について
- ⑥ 令和４年度予算要求時資料 米沢市版 DMO 推進事業費(臨時経費)
- ⑦ 2022 地方創生推進交付金 米沢市版 DMO 事業計画(５か年)
- ⑧ 令和４年米沢観光推進機構 設立総会資料
- ⑨ 令和５年度米沢観光推進機構負担金 支出命令一覧
- ⑩ 令和５年度米沢観光推進機構負担金 負担金支出起案書
- ⑪ 令和５年度米沢観光推進機構負担金 負担金請求書
- ⑫ 令和５年度予算要求時資料 令和５年度米沢市版 DMO 設立及び推進事業概要
- ⑬ 令和５年度予算要求時資料 令和５年度米沢市版 DMO 設立及び推進事業予算案
- ⑭ 2023 デジタル田園都市国家構想交付金 米沢市版 DMO 事業計画(５か年)
- ⑮ 令和５年米沢観光推進機構 通常総会資料
- ⑯ 令和４年度負担金事業詳細
- ⑰ 令和５年度負担金事業詳細
- ⑱ 米沢観光推進機構 設立準備会会議録
- ⑲ 米沢観光推進機構 設立準備会資料
- ⑳ 令和４年度米沢観光推進機構 設立総会会議録
- ㉑ 令和５年度米沢観光推進機構 通常総会会議録
- ㉒ 令和４年度米沢観光推進機構 第１回幹事会議決内容(書面決議)
- ㉓ 令和４年度米沢観光推進機構 第３回幹事会会議録
- ㉔ 令和４年度米沢観光推進機構 第４回幹事会会議録

5 関係課の陳述

- (1) 令和５年１２月８日に産業部観光課から陳述の聴取を行った。法第２４２条第８項に基づき請求人の立ち会いを認めたところ、請求人２名が立ち会った。

(2) 観光課の陳述の内容は次のとおりである。

観光課長の陳述内容 (要約)

- ・概ね弁明書の弁明事実のとおり
- ・米沢観光推進機構は総会において総意で決定し、米沢市は、米沢市議会3月議会で承認され予算執行していることから不当性はない。

(監査委員質問)

監査委員：本件請求書には米沢市は令和4年5月13日、米沢観光推進機構を創設と記載されていますが、その通りですか。

関係課：米沢観光推進機構を創設したのは米沢市版DMO設立準備会である。令和4年5月13日の設立総会において、設立趣意説明を行っており、その設立趣意書の作成については、米沢市版DMO設立準備会であるため、設立準備会が創設したというものになります。

監査委員：米沢観光推進機構は、令和4年5月13日に設立されましたが、実際には、設立準備はいつ頃から動き出し、どんな活動をしてきましたか。

関係課：設立準備会の活動については、米沢市議会産業建設常任委員会よりDMOの設立に向けた調査検討についての政策提言というものがあり、そのことをきっかけにして、その後地域の方からDMOの設立や、運営によって観光振興を図るべきだという声が上がってきて、令和2年10月ごろから、市内の関係事業者等々、打ち合わせや勉強会、先進地の視察などを行いながら、令和4年3月の米沢市版DMOの設立準備会の開催までの間、44回こういった活動を実施し、米沢でDMO運営していくというための組織や運営の体制や事業計画、役割分担などの検討協議を重ねてきました。また、その間に、地域のステークホルダーの方々にも情報共有を行いながら、合意の形成を図って進めてきたところです。

監査委員：米沢観光推進機構は、令和4年5月13日設立総会を開催し、設立から1年9ヵ月を経過していますが、その間の事業推進について当初の計画と金銭的に大きな乖離はありますか。

関係課：機構の事業については、最初の2年間は域内の調整、組織づくり、データマネジメントシステム、今後、DMOの様々な事業を進めていくに当たり、基礎固めるための事業を中心として実施してます。

事務局の運営についても、総会や定期的な戦略会議等を開催し、決定した事業について予定通り進めてますし、システムの構築についても、計画では今年度末までに完了という、予定通り今年度末の完了を見込んでいるところです。

また、3年目以降、これについても予定しているマーケティング事業、プロモーション事業についても一部前倒しで実施しています。

相対的には予定以上に事業が進捗しているものと認識をしております。

それから金銭的なところになりますけども、こちらは交付金を申請するために、

事業計画を国に提出するわけですが、事業計画に沿って、予定通り進めてきておりますし、それに伴う事業費についても大きな乖離はないと認識しています。

監査委員：米沢観光推進機構は、総会、幹事会、戦略会議等の組織がありますが、各組織はどのような機能を持っているんですか。

関係課：まず初めに総会の機能ですが、こちらは役員の選任、それから規約の制定、変更のほか、事業計画や収支予算、事業報告や収支決算等について審議等を行う組織になります。

次に幹事会の機能ですが、最終決定機関という位置付けで、総会へ付議する事項の決定、事業計画や予算の執行、戦略会議の掌握、事業の進捗状況の共有などを行う組織です。

続いて戦略会議の機能ですが、実際に施策を進めていくための中心的な位置付けになりますが、具体的な施策を考えていく組織で、機構の目的に基づいた事業戦略の策定、事業の進捗管理や調整、事業の評価、成果の測定、幹事会への進捗報告などを行う組織となっています。

監査委員：幹事会はどれくらいの頻度で開催していますか。

関係課：年2回ほど開催をしており、令和4年度ですとDMOを国の候補法人に登録するための申請を行う前に、その部分の確認で開催したり、あとは3月の下旬に、次年度の事業の計画、予算、4年度の事業の実績について確認し、それに対してご意見をいただくということで開催しています。

監査委員：戦略会議はどれくらいの頻度で開催していますか。

関係課：戦略会議は基本的には目標としては月1回というところですが、実際には昨年度は全部で9回です。1ヵ月から2ヵ月に1回くらいの頻度で、開催をしています。

第6 監査の結果

(1) 事実関係の確認

関係資料から米沢観光推進機構負担金にかかる状況について確認をする。

① 経過

令和4年度

令和4年3月24日	令和4年度当初予算議決
令和4年3月25日	米沢市版DMO設立準備会
令和4年4月20日	産業建設常任委員会協議会へ資料「米沢市版DMOの概要について」「米沢市版DMOについて」提出
令和4年4月22日	市政協議会へ資料「米沢市版DMOの概要について」「米沢市版DMOについて」提出
令和4年5月13日	米沢市版DMO米沢観光推進機構設立総会
令和4年5月19日	米沢観光推進機構負担金請求日(55,000,000円)

令和4年5月27日 米沢観光推進機構負担金支出日 (55,000,000 円)
令和5年3月31日 米沢観光推進機構負担金戻入日 (242,944 円)

令和5年度

令和5年3月23日 令和5年度当初予算議決
令和5年5月17日 米沢観光推進機構通常総会
令和5年5月18日 米沢観光推進機構負担金請求日 (76,000,000 円)
令和5年6月2日 米沢観光推進機構負担金支出日 (76,000,000 円)

② 米沢観光推進機構負担金の支出日

米沢市からの米沢観光推進機構負担金の支出は次の日となる。

令和4年度 令和4年5月27日 (令和4年5月19日請求日)
令和5年度 令和5年6月2日 (令和5年5月18日請求日)

③ 請求書の記載

米沢観光推進機構負担金支出に係る請求書は令和4年度、令和5年度とも、「前米沢観光推進機構会長C」から「前米沢市長C」への請求となっている。

(2) 監査対象事項に対する検討

事実関係の確認及び調査等に基づき、第5の2の監査対象事項に従い、次のように検討を実施した。

ア 監査の対象となる財務会計上の行為について

本件請求において法第242条第2項で規定する財務会計上の行為のあった日（当該行為のあった日）の期間経過の起算点は、関係書類から、次の日とする。

- ① 令和4年5月27日支出 令和4年度米沢観光推進機構負担金
- ② 令和5年6月2日支出 令和5年度米沢観光推進機構負担金

① 令和4年5月27日支出 令和4年度米沢観光推進機構負担金について

本件請求書によると、「米沢観光推進機構が米沢市の行政組織に属さない「非行政組織」であることが判明したのは令和5年11月10日「監査第58号」によるものであるため法242条2項の正当な理由がある。」との請求人の主張である。

法242条2項には「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とある。

法242条2項本文は、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴

訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして監査請求の期間を定めている。(最高裁昭和 62 年(行ツ)第 76 号)

正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて(監査請求をする)程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。(最高裁平成 14 年 9 月 12 日判決)

普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足る程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から、約 4 か月弱を経過してなされた監査請求には法 242 条 2 項ただし書きにいう正当な理由があるということは出来ない。(最高裁平成 17 年 12 月 15 日判決)

本件請求を見てみると、令和 4 年度米沢観光推進機構負担金の支出は令和 4 年 5 月 27 日である。米沢観光推進機構負担金が支出されたことは、米沢観光推進機構の令和 5 年度通常総会議案書に記載があり、その議案書は出席者に配布されており、支出自体が公表されているものである。そして、請求人の 1 人は、令和 5 年度通常総会議案書を総会の日(令和 5 年 5 月 17 日)に受け取ったことを陳述会で述べている。また、請求人が、米沢観光推進機構負担金の支出が記載のある支出命令一覧表を証拠として入手し提出しているように、公文書開示請求等により、支出命令一覧表の入手は可能なものであることがわかる。また、本件請求は、令和 5 年 11 月 15 日に提出され、令和 4 年度米沢観光推進機構負担金支出日の令和 4 年 5 月 27 日から 1 年 5 カ月を経過している。

以上のことから、令和 4 年度米沢観光推進機構負担金については、1 年を徒過して請求したことに正当な理由は認められないとし、監査の対象としないものとする。

② 令和 5 年 6 月 2 日支出 令和 5 年度米沢観光推進機構負担金について

請求人は 3. 財務会計上の行為で令和 5 年度予算計上された 76,000,000 円の支出と記載あるが、観光課提出証拠によると、すでに令和 5 年 6 月 2 日に米沢観光推進機構負担金として、米沢市から米沢観光推進機構へ 76,000,000 円を支出している。これについては、支出から 1 年を経過していないことから、監査の対象とする。

イ 米沢観光推進機構負担金が「前米沢市長 C」から「前米沢観光推進機構会長 C」への支出となっていることから民法第 108 条の類推適用となり、公金の不正支出による損害を市長と関係職員に補填させ、今後予定されている公金支出を差し止めさせるべき事実があるか。

① 関係法令

a 民法第 108 条(自己契約及び双方代理等)

1 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人と

してした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

- 2 前項本文に規定するもののほか、代理人と本人の利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

b 民法第 116 条（無権代理行為の追認）

追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし第三者の権利を害することはできない。

② 判例

最高裁平成 16 年 7 月 13 日判決

- 1 普通公共団体の長が当該普通公共団体を代表して行う契約の締結には、民法 108 条が類推適用されると解するのが相当である。
- 2 普通地方公共団体の長が当該普通公共団体を代表するとともに相手方を代理ないし代表して契約を締結した場合であっても民法 116 条が類推適用され、議会が長による上記双方代理行為を追認したときには、同条の類推適用により議会の意思に沿って本人である普通地方公共団体に法律効果が帰属するものとするのが相当である。

③ 事実の認定

a 米沢観光推進機構負担金請求書について

米沢観光推進機構負担金支出に係る請求書は、「前米沢観光推進機構会長 C」から「前米沢市長 C」への請求となっており、同一人であることから、請求書の記載によれば双方代理の類推適用の状態といえる。

b 令和 5 年度当初予算議決 令和 5 年 3 月 23 日

米沢観光推進機構負担金の支出については、市議会 3 月定例会で当初予算として議決を受けており、正式に認められているものである。

c 米沢観光推進機構通常総会 令和 5 年 5 月 17 日

米沢観光推進機構においては、令和 5 年 5 月 17 日通常総会で収支予算、決算について承認されている。会長については令和 4 年 5 月 13 日設立総会で承認されており、規約に「会長は市長をもって充て」とあることから米沢観光推進機構の会長が米沢市長であり、同一人であることは、総会の中では認識されたうえで、承認されている。

d 米沢観光推進機構負担金請求日（76,000,000 円）令和 5 年 5 月 18 日

米沢観光推進機構負担金の請求金額は、代理人と類推される前米沢市長が決定したものではなく、市議会 3 月定例会および米沢観光推進機構総会の中で決定されたものである。このことから、この請求金額は、前米沢市長個人の裁量によって決定可能な金額でないことがわかる。

なお、米沢観光推進機構負担金の支出の決定についての文書は、令和 5 年 5 月 18 日起案されている。それには、米沢観光推進機構からの請求書が添付されており、同日前米沢市長の決裁を得ている。76,000,000 円の金額による決裁区分としては適正である。

同日、支出負担行為兼支出命令書の起案があり観光課長が決裁している。決裁区分は全額課長であることから適正である。

e 米沢観光推進機構負担金支払日（76,000,000 円）令和 5 年 6 月 2 日

請求人及び観光課提出証拠により、令和 5 年 6 月 2 日に支出されたことを確認した。

f 民法第 108 条による「あらかじめの許諾」若しくは民法第 116 条による「追認」の有無

令和 5 年度の米沢観光推進機構負担金は、令和 5 年 3 月 23 日に市議会 3 月定例会において令和 5 年度当初予算の議決があり、その議決に従って支出したものである。令和 5 年度当初予算書によると、「米沢観光推進機構負担金」とあり、米沢観光推進機構への支出であることは、この予算書によれば明確である。

しかしながら、あらかじめの許諾については、当初予算が議決される市議会 3 月定例会において、米沢観光推進機構負担金について双方代理と類推適用されることについて、議案として上程されておらず、また、観光課の弁明書及び陳述、市議会 3 月定例会の議事録を確認した限りでは、米沢観光推進機構負担金について、市議会に対し双方代理と類推適用されることの説明があったうえで議決した事実について確認できなかった。

同様に、追認については、観光課の弁明書及び陳述からは、双方代理と類推適用される支出の追認について議案提出及び市議会に説明したうえで議決があった事実は確認できなかった。

ついては、米沢観光推進機構負担金の支出に、あらかじめの許諾若しくは追認があったとは認められないものである。

したがって、民法第 108 条によれば「当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。」とあることを類推適用すると、無権代理人である前市長が行なった行為は、本人である米沢市に帰属しないため無効となり、そのため双方代理と類推適用になっている請求書に基づいた支出については、無効なもの

といえる。

g 市長の交代

米沢市長は、前市長の任期満了に伴い令和5年12月22日に現市長へ交代しており、米沢市の損害について補填する措置を講ずるものは、現市長である。

第7 結 論

以上の「事実関係の確認」と「監査対象事項に対する検討」の結果から、令和4年度の米沢観光推進機構負担金の支出については却下とする。
令和5年度の米沢観光推進機構負担金の支出については次のとおり。

監査の結果は以上のとおりであったので、法第242条第5項の規定に基づき米沢市長に対し、次の措置を講ずることを勧告する。

勧 告

- (1) 本件請求支出の、76,000,000円の令和5年度米沢観光推進機構負担金の支出については、民法第108条の規定に違反する双方代理に類推適用される支出に該当し、無効な支出となることから、市が被った損害額を76,000,000円と算定し、米沢観光推進機構へ返還を求め、当該損害を補填する措置を講ずること。

または、当該負担金について、双方代理と類推適用される状態を解消する措置を講ずること。

- (2) (1)の措置は、令和6年3月31日までに講ずること。

なお、次のとおり監査委員の意見として付する。

【意 見】

今後は、双方代理と類推適用される事務処理とならないよう、十分に意識をもって業務を遂行することを求める。

令和6年1月12日

米沢市監査委員 志 賀 秀 樹

米沢市監査委員 島 軒 純 一